

事務連絡  
令和2年4月7日

一般社団法人 日本造船工業会  
専務理事 瀬部 充一 殿

国土交通省海事局  
検査測度課長

新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた措置について（周知）

平素、海事行政へのご理解、ご協力を頂いておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出を含めて様々な対策が検討、講ぜられているところです。

これらを踏まえ、船舶検査及び検認にかかる事務につきましては、別添のとおり、船舶検査証書の有効期間の延長、船舶国籍証書の検認期日の延期、船舶検査の受検期日の延長等ができることと致しましたのでお知らせ致します。

船舶検査及び船舶測度の申請をご検討されている関係各位におかれましては、感染拡大防止に向け、上記の船舶検査の有効期間の延長措置等の活用をご検討下さい。

一方、船舶の運航スケジュール、製品の出荷等のご都合により、受検が必要な場合には、船舶検査又は船舶測度を実施致しますので、地方運輸局等に申請を頂きますようお願い申し上げます。

関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

## 1. 船舶検査

### (1) 船舶検査の申請及び処理

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、申請者が船舶検査の申請に支障をきたす場合、又は、地方運輸局等による船舶検査の申請の受付が困難な場合は、後日、正式な申請書を提出し手数料を納付することで、FAX やメール等による申請並びに添付書類の省略を可能と致します。

### (2) 船舶検査証書等の有効期間の延長

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、船舶所有者が船舶検査の臨検を受け入れることが困難な場合、又は、船舶検査官による臨検が困難な場合は、令和2年6月1日までの間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して3ヶ月の延長を実施させていただきます。

### (3) 定期的検査時の処理

令和2年6月1日までの間に中間検査及び臨時検査の時期が満了する場合において、定められた時期に船舶所有者が船舶検査の臨検を受け入れることが困難な場合、又は、船舶検査官による臨検が困難な場合にあつては、申請により当該時期の満了する日の翌日から起算して3ヶ月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶の中間検査又は臨時検査の時期を延期する措置を実施させていただきます。

### (4) 危険物運送船適合証等の有効期間の延長等

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく危険物運送船適合証、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則に基づく事業場（法第6条の3の整備事業場に限る。）の認定書及び検査の方法 附属書Hに基づくサービス・ステーション等証明書の有効期間等については、1. (1) 及び (2) に準じて実施させていただきます。

## 2. 船舶登録測度

### (1) 船舶国籍証書の検認申請

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、船舶所有者等が船舶国籍証書の検認の申請に支障をきたす場合、後日、正式な申請書及び添付書類を提出することにより、FAX やメール等による暫定的な申請によることを可能と致します。

### (2) 船舶国籍証書の検認期日の延期

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、船舶所有者等が船舶国籍証書の検認を受けることが困難な場合、令和2年6月1日までの間に次回の検認期日が設定されている船舶については、検認期日を最大6月まで延長することを可能と致します。

なお、正式な申請書の提出が間に合わない場合は、検認期日の延期に伴う事務手続きは、船舶所有者からのメール、電話等による連絡により処理しますので、後日正式な申請書の提出をお願いします。